

第5章 インドネシア

「パンチャシラ民主主義」の論理とその起源

はじめに

1980年代末からの世界的な民主化運動の興隆と、冷戦終焉後のアメリカをはじめとする先進国からの民主化要求の高まりにより、現在、権威主義的な開発体制をとるアジア諸国の政権は、自らの体制を正当化する論理の説明を求められている。

このような国際環境に直面して、シンガポールのリー上級相とマレーシアのマハティール首相は、欧米型民主主義は自國のおかれた状況に適さないとする議論を積極的に展開している。だが「開発独裁」ともいわれるインドネシアのスハルト政権は、国際世論に対してリーやマハティールのようなまとまった自己主張を行っていない。スハルトはこれまで、欧米諸国の首脳との会談などにおいて民主化や人権の問題が取り上げられるとき、インドネシアにとっては政治的安定を維持することが最重要であり、現状では安定を脅かしかねない表現の自由などは認められないと弁明を行ってきた。すなわち、民主化や人権の保障を進める必要性は認めつつ、現状では治安・秩序維持に不安があり余裕がないと主張しているのである。

しかしその一方でスハルト政権は、国民に対しては現体制をより積極的に肯定し、現体制は「パンチャシラ民主主義」(Demokrasi Pancasila) であり、これこそインドネシアにとって最適なインドネシア型民主主義なのだと主張している。この国内向けの主張は、治安・秩序維持を強調する点は国際世論

向けの主張と同じだが、秩序維持のためとされる表現の自由、結社の自由など市民的自由の制限に関しては、それを単に「いたしかたない処置」と位置づけるのではなく、むしろ積極的に肯定する論理をもっている。

インドネシアでは、独立を達成する以前から、民族主義運動において自国にとって最適な独自の統治原理を模索する思想的嘗みがみられた。パンチャシラ（「五つの原則」の意）とは、その成果として、現行憲法である1945年憲法の前文に掲げられた建国理念であり、その内容は、(1)唯一至高神への信仰、(2)公正にして開化した人道主義、(3)インドネシアの統一、(4)協議制／代議制における英知によって指導される民主主義、(5)全インドネシア国民のための社会正義、というものである⁽¹⁾。スハルト政権は、自らの築いた体制に「パンチャシラ民主主義」との名称を冠することにより、現体制こそインドネシア民族主義の本質にもとづく、インドネシア民族に固有の民主主義だと主張しているのである。

それでは、現在一般に民主主義の前提と考えられている「市民的自由」の制限を肯定する「パンチャシラ民主主義」とは、いったいどのような理念にもとづくものなのだろうか。本章では、まず「パンチャシラ民主主義」論に至るまでに存在した、インドネシア独自の統治原理を定めた思想を概観し、そのうえで「パンチャシラ民主主義」の論理を明らかにする。

第1節 独立運動期の思想

オランダ植民地支配の打倒を志したインドネシアの民族主義者たちの間では、1920年代末までには人民主権の共和制こそが来るべき独立国家の基本原理であるとする思想が共有されていたと考えられている⁽²⁾。1927年に独立を唱えてインドネシア国民党を設立し、その後の民族主義運動を主導したスカルノは、「政治的民主主義と経済的民主主義」と題した1932年の論文で、「人民の支配」としての民主主義がインドネシアのすべての民族主義政党の理想

であるとしている⁽³⁾。

しかしどスカルノやハッタなど、独立運動において指導的地位を占めた民族主義者の多くは、人民主権にもとづく民主主義体制を理想としながらも、当時欧米に存在した民主主義を模して新生国家の統治原理とすることには反対した。彼らが欧米型民主主義の導入に否定的な見解を示したのは、主に二つの理由からであった⁽⁴⁾。

第1の理由は、欧米型民主主義はブルジョワ民主主義にすぎないという認識があったことである。上に紹介した論文においてスカルノは、フランス革命を「自由・平等・博愛」のスローガンのもとに人民の力を利用したブルジョワジーの革命と評した。西欧諸国とアメリカにおいては、ブルジョワジーが人民を利用することによって革命が成就し、専制(otokrasi)は議会制民主主義にとって替わられたが、これらの国では資本主義が急速に拡大し、労働者は依然として虐げられている、というのが西欧における議会制民主主義の誕生に対するスカルノの認識である。そのうえで彼は、このような民主主義は政治的民主主義しか達成しておらず、インドネシアの「民衆」(marhaen)のための民主主義ではないとする。そして、インドネシアの民族主義者は、フランス風やイギリス風の民主主義ではなく、政治的民主主義と経済的民主主義を同時に達成する「社会民主主義」(socio-demokrasi)を理想とせねばならないと主張したのである⁽⁵⁾。

ハッタもまた、フランス革命を引き合いに出して「西洋民主主義」に対して批判的検討を加えている。ハッタは、フランス革命の目的は平等という理想を達成することにあったが、実際には政治的平等がもたらされただけで経済面の不平等は残ったとする。そしてスカルノと同様に、人民を解放するには政治的民主主義のみならず経済的民主主義が必要であり、インドネシアが理想とする民主主義は生活のすべての領域に関わる「社会民主主義」だとする⁽⁶⁾。

上にみたように、スカルノやハッタが欧米型民主主義を否定した一つの理由は、経済面での平等を重視するためであった。多くの民族主義者にとって

独立運動の目的は、オランダ植民地支配を打倒することで抑圧された人民を解放し、インドネシアの地に理想郷を建設することにあった。ゆえに新生国家においては経済的平等性を重視すべきだと思想は、運動の目的から導かれる当然の帰結だったといえよう⁽⁷⁾。

インドネシアの民族主義者の多くが欧米型民主主義の導入を拒んだもう一つの理由は、欧米型民主主義は個人主義にもとづいているが、個人主義は西洋社会にみられる諸悪の根源であり、独立インドネシアは集団主義にもとづく体制を築くべきだという認識があつたためである。

インドネシアでは、民族主義運動のかなり初期の段階すでに欧米型民主主義の基礎をなす個人主義に対する批判がなされている。1910年代後半以降、「西洋近代の危機」を認識しその克服を唱える神智学やタゴールの思想の影響がインドネシアに及んだことがそのきっかけである。先駆的な民族主義者で、スカルノら次世代の政治指導者に強い影響を与えたキ・ハジャル・デワントロ (Ki Hadjar Dewantoro) は、個人主義をエゴイズムや、精神の重要性を見失った物質主義の温床と見なしている⁽⁸⁾。

西洋社会は個人主義にもとづき、そのためにエゴイズムや物質主義がはびこり、対立に満ち混沌状態に陥っていると考えた民族主義者たちは、来るべき独立インドネシア国家は個人や特定集団の利害よりも国家共同体に共通の利害を重視する集団主義にもとづくべきだと考えた。

デワントロが唱えた家族主義は、こうした思想の代表的なものである。デワントロは、家族にみられる人間関係のあり方、すなわち父と母の指導・保護のもとに共同体のすべての成員が利害と魂を一致させ調和を保つという組織原理が、国家を含むあらゆる集団において採用されるべきだと主張した⁽⁹⁾。

デワントロはジョクジャカルタのパク・アラム王家に属す貴族で、彼の唱えた家族主義にはジャワ王権思想の社会観が反映されている。同時に彼は、インドネシアで最初に独立を唱えた政党である東インド党を指導した先覚的な民族主義者でもあり、家族主義の思想は、ジャワの伝統的な価値観・社会観を独立運動の思想的基盤として再生させる試みでもあった。

デワントロは、家族主義における家族 (keluarga) とは、“kawula”と“warga”という二つの語に由来すると主張する。kawula とはジャワ王権思想の基本概念の一つで、王 (gusti) に対する臣民、あるいは地位が上位のものに対する下位のものを意味する。ジャワ王権思想の社会観においては、kawula が「英知」(witjaksana) をもつ gusti に全面的に帰依し、社会の頂点から末端に至る kawula-gusti の連鎖において両者の合一が果たされるとときに秩序が保たれるとされる。一方 warga は、「市民」に近い概念で、責任をもって決定に加わる個人を意味する¹⁰。つまり家族主義において集団の成員は、指導者に帰依する kawula 的特性と、責任と決定過程への参加権をもつ warga 的特性をあわせもつ存在として規定されるのである。より具体的には、個人は自己主張を行い決定に参加する権利を認められるが、集団の秩序維持が個人の権利よりも重視され、英知をもつ指導者に従って常に利害を一致させることを求められるのである。

個人主義の社会において保障されるべき価値が個人の自由だとすれば、家族主義を採用する集団において最も重視されるべき価値は「秩序と安寧」(tata-tentrem) である。「秩序と安寧」はジャワ王権思想において最も重要な価値とされ、それが失われ社会が混乱に陥ることは、王がその支配の正統性である「宇宙の主宰者」(Sang Hyang Tunggal) の意思を感じする靈力を失ったことを意味する。デワントロの民族主義思想は、支配正統性の源泉を宇宙の主宰者から「人民」(rakyat) に置き換え、オランダ植民地支配を「秩序と安寧」の実現を阻む敵と見なす認識を基礎としている¹¹。よってデワントロ、ならびにデワントロの思想を信奉する民族主義者にとって、独立運動とはオランダを打倒しインドネシアに「秩序と安寧」を再生させるための営為を意味した。その際、新生国家の指導者に支配正統性をもたらすものは、もはや宇宙の主宰者といった超自然的な存在ではなく、人民の意思であると認識されたが、独立国家建設の目的は、「人民の支配」の確立よりも「秩序と安寧の再生」による理想郷の実現に力点がおかれていた。

このようにデワントロは、個人主義を否定し「秩序と安寧」を至高の価値

とする家族主義を唱えたが、民族主義運動の興隆とともに広く受け入れられるようになった民主主義思想をどう捉えたのであろうか。「民の声は神の声」とする認識に立っていたデワントロは、民主主義を否定しなかった。だが彼は、「知恵をともなわない民主主義はカタストロフィをもたらす」とする「民主主義と指導性」(Demokratie dan Leiderschap) のテーゼを打ち出し、共同体の意思決定における指導者の特権を主張した¹²。デワントロの思想においては、人民の意思が統治者に正統性をもたらすと見なされているものの、実際の共同体の運営原理においては、個々の人民の主体的に集団意思決定に参加する権利よりも、人民の意思を感得し共同体を正しく導く英知をもった指導者の権利が優先されてこそ、至高の価値である「秩序と安寧」が実現するとされているのである。

デワントロの家族主義は、ジャワ王権思想の社会観から導き出されたものだったが、他方、伝統的村落の慣習(adat)にみられる集団主義に独立国家の統治原理を求める思想も存在した。

インドネシアの民族主義者が伝統的村落に目を向けるきっかけとなったのは、1910年代に始まったオランダの慣習法学者ファン・ファレンホーフェン(C. van Vollenhoven)らによる村落の慣習法に関する研究である。インドネシアの慣習法には共通して「共同体的な性格」がみられるとするファレンホーフェンの研究により、民族主義者はインドネシアの多種多様な文化には共通の伝統的な英知が存在するとの確信を深めたのである¹³。

20世紀以降のジャワ村落論の系譜を論じた加納啓良によれば、インドネシアの政治指導者の村落観は、(1)村の暮らしは自然に根ざしている(自然性)、(2)村の社会生活には互助共同の原理が根づいている(共同性)、(3)村は政治的支配権力の交替に関わりなく存続し、社会全体の構成の基礎を形づくる(永続性と基礎性)、(4)それにもかかわらず、村にはその伝統的秩序を保護し発展させるための行政的指導者が必要不可欠である(指導性)、といった一連の観念から成り立っている¹⁴。伝統的村落の慣習に目を向けた民族主義者は、ジャワ村落だけでなく、インドネシアの村落が一般にこのような特徴をもつも

のと捉え、村落の社会生活にみられる相互扶助の慣行をインドネシアに固有の民主主義だと考えた。

ハッタの思想には、伝統的村落にはインドネシアに固有の民主主義が根づいており、これを新生国家の統治原理の基礎とすべきだとする主張が典型的に表れている。

先に述べたように、ハッタはフランス革命においては平等・博愛は実現されなかつたと論じたが、その原因を、フランス革命が「封建主義の桎梏からの自由の保障を求めた個人の革命」だったことに求める¹⁵。そして、革命は平等を生むどころか、個人主義の精神が鼓舞されたことによって資本主義が発達し、その結果階級対立が激化したとし、利害の異なる集団間の対立が抑圧者と被抑圧者を生み、博愛の実現はより難しくなったと論じる¹⁶。この認識のうえにハッタは、インドネシアの伝統的村落がもつ集団主義と民主主義的慣行を理想化するのである。

ハッタは、伝統的村落において民主主義的慣行が生じた原因を土地の共有制に求め、土地が村落全体の共有物であるがゆえに、個人は経済活動を行ううえで仲間の同意をとりつける必要を認識したとする。そして、この認識にもとづき「相互扶助活動」(ゴトンロヨン：gotong royong)と「協議」(musyawarah)の習慣が生まれ、共同体全体の利害に関する決定は「全会一致の合意」(mufakat)にもとづき行われるようになったという。

ハッタはまた、協議、合意、相互扶助のほかにも、王に対する異議申立ての権利と、良き統治が行われない場合に領土を去る権利を「土着民主主義」(indigenous democracy)の特徴としてあげ、独立運動期の民族主義者は、これらの慣行を将来独立インドネシア政府の統治原理となるべき「社会民主主義」の基盤として尊んだとしている¹⁷。

以上のように、インドネシアの民族主義運動においては、経済面の平等志向と個人主義に対する批判から、欧米型民主主義を理想とせず集団主義にもとづく「インドネシア型民主主義」が独立国家の統治原理として模索された。しかし、独立国家においてはインドネシア独自の民主主義体制を築くべきだ

とした論者の間にも、新生国家において建設すべき体制について明確なコンセンサスがあったわけではなかった。特に、デワントロ的な思想を共有しインドネシア民族の一体性を強調したスカルノ派と、西洋民主主義思想の影響をより強く受けたハッタ派の間の見解の相違は大きく、両者の対抗関係は国民党設立直後の時点から存在した。独立運動の方針についても、例えばスカルノが各政治勢力の大同団結を唱えたのに対し、ハッタは様々な見解を抱く思想潮流は各自の原則に沿った活動を行う機会を得るべきだとした¹⁸。独立後の体制に関しては、ハッタが複数政党制を前提とする議会制民主主義を志向したのに対し、スカルノは独立運動期から一党体制が望ましいとしていた¹⁹。後述するように、のちにスカルノは、デワントロの「民主主義と指導性」のテーゼにのっとって「指導される民主主義」をインドネシア型民主主義として主張するが、ハッタはスカルノの「指導される民主主義」体制を「民主主義の危機」と位置づけている²⁰。

スカルノ派とハッタ派の見解の相違は、日本占領末期に独立インドネシアの憲法起草にあたった独立準備調査会の場でも表面化している。憲法起草にあたってハッタは、表現の自由ならびに結社や集会の自由を保障する条項を憲法に盛り込むよう主張した。これに対し、インドネシア人慣習法学者の第一人者でのちに初代法相の座につくスモモから、ハッタの主張には個人主義的な要素があり、すでに承認されていた憲法前文、すなわちパンチャシラの基盤である家族主義と矛盾するとの反論がでて、結局ハッタの主張は退けられた²¹。

第2節 「指導される民主主義」論

日本の敗戦を機に、1945年8月17日にインドネシアは独立を宣言し、パンチャシラを建国理念として前文に掲げる1945年憲法を発布した。しかしその後の5年間は、インドネシアの再植民地化をもくろむオランダとの闘争に費

やされ、50年8月15日によく現在のインドネシア共和国が成立した²²。

1945年からのオランダおよび連合軍との独立交渉の過程において、当初スカルノが望んだ一党体制案は退けられた。独立を達成するには連合国側の反感を買うべきではないとの配慮から、日本軍政に協力したスカルノらが政治の表舞台から退き、反日の言動が強く西洋民主主義志向が顕著だったシャフリルらに指導権が移されたからである。45年憲法には過渡規定として、代議機関である国民協議会（Majilis Perwakilan Rakyat: MPR）および国会（Dewan Perwakilan Rakyat: DPR）が組織されるまでは大統領がすべての権限を行使すると定められていたが、政府に対する諮問機関として設立された中央国民委員会²³には立法権が付与され、スカルノが大統領と首相を兼務する大統領内閣制が改められて、中央国民委員会に責任を負うシャフリルを首班とする新内閣が誕生した。そして、45年11月3日にハッタの名において発布された政党結成に関する政府布告により、政党の設立が歓迎され、政党政治が開幕したのである²⁴。

单一共和国として完全独立を果たした1950年から数年は、のちに「自由民主主義の実験が行われた時代」²⁵と位置づけられることになる、議会制民主主義の時代となった。55年には初の総選挙も行われている。49年末にオランダからの独立承認をとりつける際に、45年憲法に替わるインドネシア連邦共和国暫定憲法が制定されたが、インドネシアは民主主義的法治国であると謳い、表現の自由、結社の自由を含む基本的人権を保障する条項を盛り込んだこの新憲法が議会制民主主義の基盤となつたのである。50年に单一共和国を形成するにあたって、憲法の名称はインドネシア共和国暫定憲法（1950年憲法）と改められたが、その主旨は引き継がれた。

政党設立を歓迎する政府布告が出されて以降、インドネシア社会の多様性を反映して多くの政党が結成され小政党が乱立する状況が発生した。だが1950年憲法にもとづく体制においては、政党の設立や活動に対して特に制限は設けられず、多数政党が乱立する政治状況が継続した。その結果、一政党が単独で政権を担うことは不可能となり、常に複数政党による連立政権が組

まれた。そこでは与野党間の激しい対立に加えて、連立政権を構成する政党間の対立や各党内部の派閥争いがしばしば生じたため、どの内閣も不安定で短命に終わった。49年末から59年までの間に8内閣が組織されたが、後述する「指導される民主主義」への移行期間を担ったジュアンダ内閣を除き、2年以上続いた内閣は存在しなかった。

こうした状況を開拓するために、スカルノは新たに「指導される民主主義」(Demokrasi Terpimpin)を標榜して、1959年7月に議会を解散し、45年憲法への復帰を宣言した。

1950年憲法においては、大統領には組閣者を任命する権限が与えられているのみで、自ら首相として政府を率いることはできず、また単独で大統領令を発布することも認められなかつたが、45年憲法には大統領権限を制限するこうした規定はない²⁰。スカルノはこれを利用して自ら首相を兼務して組閣したのを皮切りに、次々に大統領令を発布して権力を大統領に集中させた。55年の選挙によって成立した国会は停止され、スカルノの任命した議員によるゴトンロヨン国会が発足した。45年憲法において最高議決機関に定められているMPRも、スカルノ自らが議員を任命して設立した。また、政党の監督権限を設定し、二つの政党を解散させたり、いくつかの小政党を整理して政党数を10に絞つた。スカルノはこうして権力を自らに集中させることにより、乱立し相対立していた各政治勢力を自身の指導のもとに糾合して举国一致体制を築くことをもくろんだのである。スカルノはこの体制をナサコム(NASAKOM)体制と名づけたが、それは当時の主要な政治勢力であった民族主義(Nasionalisme)、宗教(Agama)=イスラムおよび共産主義(Komunisme)を基盤につくられた有力政党がスカルノの指導のもとに団結して体制を支えるという構想であった²¹。

1950年憲法にもとづく議会制民主主義を破棄し、自らに権限を集中させる「指導される民主主義」体制を構築するに先立ち、スカルノは57年2月に「スカルノ構想」と呼ばれる演説を行い、議会制民主主義の行き詰まりに関する見解と新たな体制の理念を披露している。

まずスカルノは、独立以降安定した内閣を築くことができなかつたのは、インドネシアに不適合な西洋民主主義を採用したためだという認識を表明し、以下のように語る。

「我々が民族運動を開始して以来、とくに1945年8月17日に独立を宣言して以来、我々は民主主義に心を奪われ、これを実行しようとした。民主主義はまさに、我々の魂を揺り動かす原理であり、我々のすべての行動を鼓舞するものであった。しかし、この11年間の経験は、我々が採用した民主主義、我々が用いた民主主義が、インドネシア国民の精神に調和しない民主主義であることを私に確信させた。これこそ、私が西洋民主主義と呼ぶものであり、また諸君が議会制民主主義と呼んでいるものである。しかし、この11年間、我々が実行してきた民主主義は輸入民主主義であり、インドネシア流の民主主義でないことが私には明白になった。そして、この民主主義が輸入民主主義であり、インドネシア流のものではなく、我々の精神に調和した民主主義でなかつたために、輸入思想の実施の結果生じたあらゆる行き過ぎ、我々の個性に合致しない民主主義を実行しようとした結果生じたすべての行き過ぎに我々は直面したのである。」²⁸

このような認識のうえにスカルノは、与野党間の対立を解消し安定政権を築くために、全政党から構成される挙国一致内閣の設立を提案する。スカルノはこの挙国一致内閣をゴトンロヨン内閣と名づけ、挙国一致体制の構築を唱える根拠として、インドネシア民族は一つの巨大な家族であり、家族主義こそインドネシア民族の眞の精神であると訴えた。スカルノは、1928年の「青年の誓い」と45年の独立宣言を引き合いに出し、次のように述べている。

「1928年10月28日に、青年は何を誓ったか。それは、『ひとつの国語、ひとつの国家、ひとつの民族』ということである。この青年の誓いの本質は何であるか。この誓いの本質は、インドネシア民族が巨大な、結束した、不可分の家族として再生しなければならないということであり、それ以外のなものでもない。」

1945年8月17日の独立宣言の本質は何であるか。その本質は、インドネ

シア民族が不可分の巨大な家族として、その領域がサバンからメラウケにおよぶインドネシア共和国と呼称される家庭で暮らしたいということである。かくして、ゴトンロヨン内閣を組織しようという私の提唱は、事実上、我々の個性の本質に復帰することを意味するに過ぎない。」²⁹

つまりスカルノは、インドネシア民族は一つの家族であるとの認識のうえにインドネシア民族主義が成立したとし、独立以後にとられた西洋民主主義を模倣した体制は、一家族であるインドネシア民族に分裂をもたらしたがゆえに破棄されねばならず、民族主義の本質に立ち戻り家族主義にもとづいたインドネシア型民主主義体制を構築せねばならないと主張したのである。

この主張にもとづいてスカルノは、先述したような自らに権限を集中させる体制を築いた。彼はその過程において、多くの演説を通じて自らの決定の正当性を主張したが、「指導される民主主義」の理念は、1965年暫定国民協議会 (Majilis Perwakilan Rakyat Sementara: MPRS) 決定第8号において整理され、意味内容が確定している。

ここではまず、1945年憲法への復帰までの過程に関する認識が明かされる。それは、(1)「指導される民主主義」は、数世紀以前からのインドネシア民族の生活観の特色であるインドネシア型民主主義である。その構想は、独立運動期から「民主主義と指導性」および「社会民主主義」の名称すでに世に出ていたが、独立闘争の勝利の結果、パンチャシラの第4原則すなわち「協議制／代議制における英知によって指導される民主主義」として45年憲法に盛り込まれた。(2)しかし、オランダの植民地支配、自由民主主義、封建主義、日本占領中のファシズムの影響により、59年の45年憲法への復帰の時期まで「指導される民主主義」は具現化せず、機能を失っていた。(3)45年憲法への復帰を宣言した「革命の偉大な指導者」たるスカルノの英知、威厳および指導の適切さにより、「指導される民主主義」が再び確立された、というものである³⁰。この認識のうえに、「指導される民主主義」は「民主主義」と「指導性」の二つの要素をもち、両者は不可分であること、およびその運営原理は、「相互扶助的協議による全会一致」であることなどが定められている。

「指導される民主主義」において体制の運営原理に定められた全会一致原則とは、多数決原理を否定し、協議においては常に参加者全員の合意を形成して決定を行うとするもので、その背景には、協議の目的はコンセンサス形成にあることを強調して、協議の場での意見対立の激化を抑制しようという意図がある。スカルノは、1950年憲法体制下の議会が政党間の闘争の場と化し、インドネシア社会内部の政治的緊張を高めたことに鑑みて、票決原理を否定することで意見対立の表面化を抑制しようとしたのである。

全会一致原則においては、協議参加者はいかなる圧力も受けることなく意見を表明できるとされているが、コンセンサスの形成が困難な場合、決定は英知をもつ協議の指導者の判断に委ねられる。指導者の判断を経て下される決定は、協議参加者全員の合意の産物と見なされ、受諾と実行が求められる。つまり、協議での話し合いで合意を導けない場合、指導者がリーダーシップを発揮して決定を下すことが許され、すべての協議参加者はその決定に従わなければならぬのである⁽³⁾。

1956年の「スカルノ構想」演説で公表され、65年のMPRS決定において内容を定められた「指導される民主主義」の理念は以上のようなものであるが、その内容を端的に整理すれば、(1)家族主義を特徴とするインドネシア民族に固有な民主主義であり、(2)「民主主義」と「指導性」の二つの要素からなり、(3)英知をもつスカルノを指導者とし、(4)相互扶助的協議による全会一致を体制の運営原理とする、というものである。すなわち「指導される民主主義」論とは、独立運動期に個人主義への批判からインドネシア独自の統治原理を模索した思想において提示された、「家族主義」、「相互扶助」、「協議」、「全会一致の合意」、という概念を、同じく独立運動期に唱えられた「民主主義と指導性」のテーゼを基盤としてまとめあげたものであり、党派対立による政局の混乱を抑制するためスカルノが構築した挙国一致体制こそ、家族主義を特質とするインドネシア民族に適合したインドネシア固有の民主主義体制だとする理念なのである。

第3節 「パンチャシラ民主主義」論

スカルノの「指導される民主主義」体制は、ナサコムの一角を担っていた共産党が1965年に9・30事件と呼ばれるクーデタ未遂事件をおこすことによって終焉を迎える。この事件のうち共産党は非合法化され、党員およびシンバは事態の収拾にのりだした軍によって徹底的に弾圧された。スカルノは容共的な姿勢を激しく批判されて権威を失い、66年3月には政治の実権はスハルトに移譲された。

1968年に正式に大統領の座についたスハルトは、スカルノ政権末期に低迷を極めた経済状態の改善をめざして開発推進を唱え、自らの内閣を「開発内閣」と名づけた。スハルトは経済政策に関してスカルノ政権の無策を批判し、開発推進を自らの政権の正統性の一つとしたのだが、政治に関しても、ナサコム体制はスカルノの独裁体制だとして「指導される民主主義」を否定し、45年憲法の精神の純粋な実践を唱えた。すなわちスハルトは、スカルノの「指導される民主主義」をインドネシア建国の基盤である45年憲法からの逸脱と規定し、スカルノの過ちを正し、建国の精神を純粋なかたちで実現すると宣言することで、自らの政権を民族主義の正統な担い手と位置づけたのである。

その際スハルトは、「指導される民主主義」以前の1950年憲法体制下の議会制民主主義についても、インドネシアを混乱に導いたとしてこれを否定している。90年の独立記念演説でスハルトは、当時を振り返って次のように語っている。

「我々はすでに多党制と自由民主主義も経験した。我々は自由民主主義にもとづいて行われた1955年の総選挙の結果に失望させられた。55年総選挙の産物である制憲議会（Konstituante）は、混乱をきたし、失敗に終わった。独立インドネシアの基盤として合意に達していたパンチャシラでさえ、疑問に付せられ、再考を強いられた。政治的安定がなく、政権交代が相次いだ。そのような空気のなかで、計画的な開発は行われなかった。」³²

インドネシアにおいて自由民主主義は失敗したと規定し、かつ「指導される民主主義」をスカルノの独裁として退けたスハルトは、1945年憲法の精神を純粋に反映する民主主義こそ、真正のインドネシア型民主主義であると唱え、それを「パンチャシラ民主主義」と名づけた。以下では、45年憲法下の最高議決機関である国民協議会の決定として定められた二つの指針をもとに、「パンチャシラ民主主義」の理念について考察する。

1. 「パンチャシラ民主主義実践の指針」

パンチャシラ民主主義の意味内容は、まず「パンチャシラ民主主義実践の指針」と題された1968年暫定国民協議会決定第37号において定められた。この決定の目的は、スカルノ体制の正統性原理である「指導される民主主義」を否定することにあった。

この「68年指針」により「パンチャシラ民主主義」とは、「協議制／代議制における英知によって指導される民主主義」、すなわちパンチャシラの第4原則を意味する用語とされた。先述したように、スカルノの「指導される民主主義」でも「指導される民主主義」とはパンチャシラの第4原則のことだと定めていたので、新たに「パンチャシラ民主主義」との呼称を設けたことは、まずもってパンチャシラ第4原則は「指導される民主主義」とは本来異なるものだという主張を行ったことを意味する。この1968年の決定の要点は、「指導される民主主義」の意味内容を定め、すべての国家機関、大衆機関に対し全会一致原則の採用を義務づけた、1965年暫定国民協議会決定第8号を破棄することにあった。前文の冒頭で、まず以下のよう認識が示される。

「1965年暫定国民評議会決定第8号で定められた『指導される民主主義』における全会一致のための協議の原則、特に協議において全会一致が得られない場合、相対立する意見に留意して政策を決定するために、指導者に決定を任せることによって政策決定を行うという規定

は、権力を集中し、パンチャシラおよび45年憲法に対立し、すべての分野で国民と民族と国家の生命に激しい混乱と不幸をもたらしたナサコム体制を強化するための一つの策略であった。³³

「本来、全会一致のための協議の原則は、指導者の意向だけではなく、国民の合意にもとづいて物事を公式化およびあるいは決定するために、協議制／代議制における英知によって指導される民主主義（＝パンチャシラ民主主義）の原則を実践するうえでの特別な手法である。」³⁴

この認識にもとづいて、多数決原理の正当性を認めることで全会一致原則の誤用・濫用を正すことが宣言される。具体的には、協議においては全会一致をめざすこと、それが達成されないとには指導者が全会一致を導く権限をもつことを認めたうえで、それでも合意がなされない場合、「国民協議会の議決はすべて多数決による」と定めた1945年憲法第2条3項、および、「大統領および副大統領は国民協議会により多数決をもって選出される」と定めた第6条2項の規定に従って、多数決により決定を下すことが定められた。³⁵

このように「68年指針」は、「指導される民主主義」の全会一致原則がスカルノへの権力集中を許したという認識のうえに、多数決原理の正当性を認めることで、全会一致原則に内包される指導性原理の濫用に歯止めをかけることを目的としたものである。それは「指導される民主主義」との決別宣言、すなわちスカルノ体制の否定であったが、見落とせない点は、全会一致原則そのものが放棄されたわけではないことである。

というのは、「68年指針」は「指導される民主主義」を否定したが、新たに唱えられた「パンチャシラ民主主義」でも、協議においてはまず全会一致が模索されるべきだとし、それが難しい場合に合意形成のための指導者による介入を認めた点は変わらない。³⁶ また協議の結果の決定について、「協議の結果得られる全会一致あるいは多数決にもとづく決定は、責任を負うことのできる質の高いものでなければならず、45年憲法の前文と本文に記された国是パンチャシラと45年8月17日のインドネシア独立宣言の理想に反するも

のであってはならない」との制限が付せられた点も、「指導される民主主義」における同様の規定である「協議の結果得られる全会一致は、責任を負うことのできる質の高いものでなければならず、国はや革命のために反するものであってはならない」とほとんど変わらない。つまりこの時点の「パンチャシラ民主主義」は、多数決原理の正当性を確認したこと、それにともなって全会一致原則に含まれる指導性原理に一定の歯止めをかけたことを除き、「指導される民主主義」とほぼ同様の理念だったのである。

2. 「パンチャシラの理解と実践のための指針」

「指導される民主主義」体制を独裁体制として否定し、1945年憲法精神の純粹な実践を自らの正統性として掲げたスハルト政権は、71年には「指導される民主主義」期に一度も行われなかつた総選挙を行つた。しかし、政治活動、とりわけ政党の活動に対する規制は、スカルノ時代よりもむしろ強まつたといえる。同政権の権力基盤である軍内部には、政党がインドネシア社会を過度に政治化して緊張を高め国家分裂の危機を招いたとする「政党悪玉論」が根強くあり、これを受けてスハルト政権は、政党人事への介入、総選挙立候補者のスクリーニング、村落レベルでの政党活動の制限、9政党を合併させ2政党とする、などの手段を通じて政党の力を削ぎ、インドネシア社会を非政治化する作業を行つた。スカルノが自らの指導のもとに既存の政治勢力を糾合し、举国一致体制を築くことによって政党間の対立を回避し国家共同体の一体性を維持しようともくろんだのに対し、スハルトは、インドネシア社会を脱政党化・非政治化することで秩序維持を図つたのである。

権威主義的と指摘されるこうした政策の根拠は、1972年に当時スハルトに最も近い人物の一人と目されていた大統領補佐官アリ・ムルトポ (Ali Meortopo) の「浮動する大衆」(floating mass) 概念により示された。「浮動する大衆」とは、「永久に政党とはつながりをもたない人々」のことである⁵⁷⁾。ムルトポは、「一般大衆、特に村落の人々は、いつも政党の政治的、イデオ

ロギー的利害の犠牲になってきた。彼らは、視野の狭い政治的、イデオロギー的利害闘争に関わることによって、彼らの日常生活に関わる利益、生活の前進や改善のために必要なことを物質的にも精神的にも無視してしまった」として、政党が党派的利害のために村落の人々を政治に巻き込み、彼らの生活を荒廃させたと指摘した³⁸。そして、国民は政党とのつながりを断って、政府がたてた開発プログラムの実行に専念すべきだと主張したのである。

その後スハルト体制の正統性原理をより明確化し、かつその理念を国民に浸透させて体制の基盤強化を図るために準備されたのが、1978年国民協議会決定第2号として定められた「パンチャシラの理解と実践のための指針」である。この「78年指針」によって「パンチャシラ民主主義」の理念に包括的な説明が施され、意味内容が確定した。

「78年指針」の前におかれた決議文には、この指針はパンチャシラの「解釈」ではなく、「要約」であると記されているが、このことは、政府がパンチャシラの解釈を個々の国民にゆだねたことを意味するのではない。この指針は、「すべてのインドネシア市民、すべての国家指導者および中央、地方における国家機関、社会組織にとっての社会生活、国民生活の指針であり、完全に実践されなければならない」ものとして定められたのであり、この指針が出されたことにより、実際にはパンチャシラの「解釈の門は閉ざされた」のである。この指針の決議に続いて、1980年の総選挙法改正により、選挙運動においてパンチャシラと45年憲法について議論することが禁じられた。その後スハルト政権は、学校教育や公務員研修を通じて「78年指針」で定めた「正統的」解釈にもとづくパンチャシラ理念の浸透を図り、85年にはこれを「唯一原則」としてすべての政党および大衆団体に受け入れさせた³⁹。

「78年指針」では、前文でまず建国理念としてのパンチャシラの不可侵性が確認される。そのうえで、パンチャシラが個々のインドネシア人にとっての道徳規範でもあり、個々人の努力（理解と実践）によってパンチャシラの本質をなす価値が実現され、同時にその個人は道徳的により高次のレベルへ導かれるとして説いて、努力を義務づけている。

本文では、まずパンチャシラが五つの原則の統一体であること、つまり一つ一つの原則を別々に議論したり評価したりすべきでないことを定めた後、「完全な形態のパンチャシラは、個人としての人間の生活、人間と社会の関係、人間と自然の関係、民族と民族との関係、人間と神の関係、および物質的繁栄と精神的幸福の追求において、調和と均衡（keselarasan dan keseimbangan）に基づきがおかれるとときに幸福が達成されるという確信を、インドネシアの国民と民族に与えている」とし、「調和と均衡」がパンチャシラの本質をなす価値であることを示す。そして、「パンチャシラの正しさを確信すること」すなわち「調和と均衡」の価値を認めることによって、「人間は神の創造物として尊厳と価値を得、個人として、および社会的存在としてその権利を行使するうえでの自覚をもつ」、つまり道徳的に高次のレベルに達することができるとされる。さらには、「パンチャシラの理解と実践は、個人的存在でもあり社会的存在でもある、神の創造物としての人間の本性にもとづくものなので、市民としての、および社会の一員としての義務を果たすべく自己と自己の利益を抑制するうえでの個人の意思と能力にかかっている」と説く⁴⁰。

すなわち、パンチャシラの理解と実践を義務づけたということは、パンチャシラの本質をなす「調和と均衡」の価値を認め、自己を抑制することを義務づけたということなのである。

「78年指針」では、続いてパンチャシラの一つ一つの原則について説明が加えられる。第4原則、つまり「パンチャシラ民主主義」の理念についても、「68年指針」よりも体系的な説明が施されている。それによって明らかにされた「パンチャシラ民主主義」の理念の特徴は、国家の利害が常に個人や集団の利害の上位に位置することが強調されている点にある。個人の権利行使にあたっては、「国家と社会の利益に常に留意し、これを優先する必要があることを自覚する」とされ、協議による決定とそれへの服従に関しても、「共通の利益が個人や集団の利益より優先される」と説かれる⁴¹。ここにも、「調和と均衡」の価値を尊重して国家の利害を優先し、常に自己を抑制すべ

しという理念が貫かれているのである。

協議の方法に関しては、全会一致原則の採用を確認し、新たにその過程において「インドネシア民族の特徴をなす」家族主義の精神をもつことを定めている⁴²。「78年指針」は、家族主義が「インドネシア民族の特徴」であることを再確認し、インドネシア社会全体が一つの共同体であることを強調して、共同体内の「調和と均衡」こそ至高の価値だと定めたのである。

このように、「68年指針」とそれに続く「78年指針」によって定式化された「パンチャシラ民主主義」の理念は、「指導される民主主義」論と同様、独立運動期の思想において提示された概念をもとに組み上げられたものであり、インドネシア社会は全体として一つの共同体であるとの認識を前提に、そこでの「調和と均衡」の達成・維持を至高の価値とするものである。ただし、「指導される民主主義」をインドネシア民族主義の本質からの逸脱と見なし否定したうえに成立したスハルト政権は、スカルノ政権とは異なり、「民主主義と指導性」のテーゼを正統性原理の基軸に据え正面に打ち出すことはしなかった。先述したように、スカルノが国家共同体の一体性を維持するために自らの指導のもとに既存の政治勢力を糾合しようと試みたのに対し、スハルトは、政党などの政治勢力を弱体化させインドネシア社会を非政治化することに力点をおいた。そのため政権の正統性原理である「パンチャシラ民主主義」論においても、共同体における個々の成員に対する指導者の優位を強調するかわりに、共同体における「調和と均衡」は成員たる個人の自己抑制によってこそ発現し、同時に個人は「調和と均衡」の価値を認め共同体利害を優先することで道徳的に高次のレベルに達することができるとの論理を用い、個人に対し自己抑制を義務づけることで政治的な利害対立の噴出を防いでいるのである。

むすび

自由民主主義が、個人の自由とそれを保障するための平等を価値とするならば、「パンチャシラ民主主義」は、すでにみたように「調和と均衡」をその価値とし、個人の権利はあらかじめ抑制すべきものとして規定されている。この思想の起源は、個人主義を否定的に捉え、集団主義こそインドネシア民族の特質だとした独立運動期の思想にあり、この認識を共有することによって、「パンチャシラ民主主義」は民族主義の本質を具現化したインドネシア型民主主義と位置づけられ、市民的自由の制限についても正当性が付与されるのである。

最後に、「パンチャシラ民主主義」論に対する評価についても若干触れておこう。

スカルノやスハルトが秩序維持を絶対的な価値とする背景には、インドネシア社会内部の文化的、種族的多様性がある。インドネシアを独立に導いた民族主義は、宗教や言語、慣習の相違にもかかわらず一つのインドネシア民族があると想定することによって生まれ、そのインドネシア民族の権利と尊厳を賭けた戦いが対オランダ独立闘争であった。しかし、独立を達成し单一の共和国としてインドネシアが成立した後も、社会の多様性にもとづく対立は存続した。スカルノは、この対立による混乱を終わらせるために「指導される民主主義」体制を築いたが、結果的には9・30事件の発生によってスカルノ体制は崩壊した。スカルノを継いだスハルト政権にとっても、国家の安定を維持し国民統合を進めることは最大の課題であり、スハルトは、政党を弱体化させ社会を非政治化することで問題の解決を図った。

国民統合の難しさと重要性が広く認識されているため、インドネシアにおいてはスハルト体制の権威主義的体質やそれを正当化する「パンチャシラ民主主義」の理念に対して、国家の安定維持に果たす機能を評価し肯定的に捉える意見が根強い。インドネシア社会の文化的な多様性とパンチャシラとの

関係を分析したダルマプトラは、「パンチャシラ民主主義」は「自由民主主義でもなく、権威主義でもない」としたうえで、理念の曖昧さをとりざたするよりも、パンチャシラがインドネシア社会の多様性を保ったまま統一を維持するための唯一の枠組みであることを理解すべきだと主張する⁴³⁾。

しかし、例えば民主化を要求するアメリカ政府やNGOのように、市民的自由の保障を前提とする自由民主主義を支持する立場からみれば、現行の「パンチャシラ民主主義」体制は非民主的・権威主義的なものとして映る。「パンチャシラ民主主義」の理念は、スハルトの権威主義体制を正当化するために唱えられたイデオロギーだと解釈することも可能である⁴⁴⁾。見逃せないのは、国外のみならずインドネシア国内にも、基本的人権の保障を求める体制の「民主化」を要求する人々が数多く存在し、近年その勢力が拡大していることである。市民的自由の保障や多元主義にもとづく民主主義体制を普遍的なものとみる考え方には、インドネシアにも着実に浸透しており、家族主義、全会一致原則といった、インドネシアの特殊性を強調する民族主義に根ざした思想との齟齬が目立ちはじめている。

インドネシアが独立を宣言してからすでに50年がすぎ、インドネシア語普及などの努力が実って国民統合は独立当初よりもはるかに進んだ。それとともに、国家・社会の安定維持こそ最優先課題であり、そのためには個人の権利は制限されねばならないとする言説が、インドネシア国内においても徐々に説得力を失いつつあるのは確かだろう。

[注]

- (1) パンチャシラが1945年憲法に掲げられるまでの過程とその評価に関する議論については、高橋宗生「国民統合とパンチャシラ」(安中章夫・三平則夫編『現代インドネシアの政治と経済——スハルト政権の30年』アジア経済研究所、1995年)53~64ページ、を参照のこと。
- (2) 土屋健治『インドネシア——思想の系譜』勁草書房、1994年、100~104ページ。
- (3) Sukarno, *Di Bawah Bendera Revolusi*, Vol. 1, third edition, Panitya Penerbit 'Di Bawah Bendera Revolusi,' 1964, p. 171.

- (4) 共産党やイスラム原理主義グループも欧米型民主主義を否定する論理をもっていたが、彼らはインドネシア独自の統治原理を模索するより、むしろ彼らが「普遍的」と認識する思想にもとづいた国家の樹立を目指していたといえる。
- (5) Sukarno, *Di Bawah Bendera Revolusi*, pp. 171-175.
- (6) 日本国際問題研究所インドネシア部会編・播磨枝監修『インドネシア資料集(上)』日本国際問題研究所、1973年、407~410ページ/Mohammad Hatta, *Our Democracy*, Nathan (Queensland): Griffith University, 1979, pp. 16-17. ハッタのこの見解は、独立後(1956年)に独立運動当時の民族主義者の思想を回顧して述べたものである。
- (7) スカルノやハッタらが欧米型民主主義をブルジョワ民主主義と呼んでいることからも明らかなるおり、彼らが経済的平等を強く志向した背景にはマルクス主義の影響があった。スカルノもハッタも共産党には属さなかったが、その思想形成においてマルクス主義の強い影響を受けている。1941年の論文でスカルノは、マルクス主義に初めて触れたときから、マルクス主義こそ歴史、政治、社会の問題を解決しうる唯一の理論だと考えたと述べている (Sukarno, *Di Bawah Bendera Revolusi*, pp. 510-511)。だが彼らの思想とマルクス主義との関係については、インドネシア型民主主義論の形成過程と意味内容を主として扱う本章の範囲を超えると思われる所以、ここでは取りあげないこととする。スカルノの思想におけるマルクス主義の影響については、テビッド・リーヴが簡潔に考察している。David Reeve, *Golkar in Indonesia: An Alternative to the Party System*, Singapore: Oxford University Press, 1985, pp. 25-36.
- (8) Reeve, *Golkar in Indonesia*…, pp. 11-13.
- (9) 本章におけるキ・ハジャル・デワントロの思想、およびジャワ王権思想に関する記述は、ジャワ王権思想に関する先駆的研究であるアンダーソンの論文(Benedict R. O' G. Anderson, "The Idea of Power in Javanese Culture," in Claire Holt ed., *Culture and Politics in Indonesia*, Ithaca: Cornell University Press, 1972)と、アンダーソンの研究を発展させ、そのうえでデワントロの思想を論じた土屋健治の『インドネシア民族主義研究』創文社、1982年、ならびに Reeve, *Golkar in Indonesia*…, における整理に依拠している。
- (10) 現代インドネシア語の用法では、例えば“kewarganegaraan”(negaraは「国家」)は「市民権」となる。
- (11) 土屋『インドネシア民族主義…』52~57, 75~80ページ。
- (12) 「知恵をともなわない民主主義は、我々のすべてにカタストロフィをもたらす」というテーゼは、もともとデワントロの盟友であるスタットモ・スリヨクスモ(Soetatmo Soeriokoesoemo)が提示したものである。土屋『インドネシア民族主義…』76~77ページ。

- (13) Reeve, *Golkar in Indonesia***, pp. 21-22.
- (14) 加納啓良「共同体の思想——ジャワ村落論の系譜」(土屋健治編『東南アジアの思想』弘文堂, 1990年) 19~20ページ。
- (15) Hatta, *Our Democracy*, pp. 16-17.
- (16) Ibid.
- (17) Ibid., pp. 18-20.
- (18) スカルノ派とハッタ派の見解の相違および両者の論争について詳しくは、土屋『インドネシア思想の系譜』109~169ページ、を参照のこと。
- (19) Sukarno, *Di Bawah Bendera Revolusi*, pp. 283-284.
- (20) Hatta, *Our Democracy*, pp. 2 - 7 .
- (21) Muhammad Yamin, *Naskah Persiapan Undang-Undang Dasar 1945*, Vol. 1 , n. p., Jajasan Prapantja, 1959, pp. 299-303.
- (22) ただし西イリアン（イリアンジャヤ）を「奪還」したのは1963年。東ティモールは76年に併合。
- (23) 中央国民委員会は、選挙により代議機関が設立されるまでの暫定的な大統領諮詢機関として、憲法起草にあたった独立準備調査会を母体に設立された。ハッタらは、当初1946年1月に代議機関設立のための選挙を予定していた。
- (24) 『インドネシア資料集（上）』48, 586ページ。
- (25) J. Soedjati Djiwandono, "Democratic Experiment in Indonesia: Between Achievements and Expectations," *Indonesian Quarterly*, Vol. 15, No. 4, Oct. 1987, pp. 662-664.
- (26) 1950年憲法においては、国軍に対する権限に関するものを含めすべての大統領決定に際して所轄大臣の副署が必要とされた（第85条）。
- (27) 「指導される民主主義」体制の制度について詳しくは、長井信一「インドネシア政治の構造と動態」（石田雄・長井信一編『インドネシアの権力構造とイデオロギー』アジア経済研究所, 1969年）および、岸幸一『スカルノ体制の基本構造——「指導される民主主義」論』アジア経済研究所, 1967年, を参照のこと。
- (28) 『インドネシア資料集（上）』418ページ。
- (29) 同上書, 420ページ。
- (30) 『インドネシア資料集（下）』352~353ページ。
- (31) 同上書, 355ページ。
- (32) Pidato Kenegaraan Presiden Republik Indonesia Soeharto di depan Dewan Perwakilan Rakyat 16 Agustus 1990, Departemen Penerangan Republik Indonesia, p. 12.
- (33) Inventarisasi dan Himpunan Ketetapan-Ketetapan MPR R. I. 1960-1988, Jakarta: Penerbit ALDA, 1989, p. 229.

- (34) Ibid., p. 230. かっこ内は引用者。
- (35) Ibid., pp. 231-232.
- (36) Ibid.
- (37) Ali Moertopo, *The Acceleration and Modernization of 25 Years' Development*, Jakarta: CSIS, 1972, p. 86.
- (38) Ibid., pp. 85-86. 政党弱体化のために1971年総選挙前後にムルトポが行った工作については、大形利之「インドネシアにおける開発体制の形成過程」(岩崎育夫編『開発と政治——ASEAN諸国の開発体制』アジア経済研究所、1994年) 156~171ページ、を参照のこと。
- (39) Inventarisasi…, pp. 421-422. 政府解釈にもとづくパンチャシラ理念の浸透のための諸策については、高橋「国民統合…」64~74ページ、を参照。
- (40) Inventarisasi…, pp. 424-425.
- (41) Ibid., p. 427.
- (42) Ibid.
- (43) Eka Darmaputera, *Pancasila and the Search for Identity and Modernity in Indonesian Society: A cultural and Ethical Analysis*, Laiden: E. J. Brill, 1988, pp. 188, 190-194.
- (44) 人権擁護、民主化推進を目的に掲げるNGOである「インドネシア法律擁護財団」(Yayasan Lembaga Bantuan Hukum Indonesia: YLBHI)のある幹部は、1995年10月に筆者が行ったインタビューにおいて、パンチャシラは、本来多様な政治勢力のあいだに合意を形成するために築かれた国家理念であり、民主主義の理念的基盤となるべきものなのだが、スハルト政権によって権威主義体制を弁護するイデオロギーに貶められているとの見解を語っている。